（様式４\_①）

日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　更新申請　申請書

（　更　新　）

　 　年　　月　　日

一般社団法人　日本ＭＡ－Ｔ工業会

　　　　　　　　会長（代表理事）　川端　克宜　殿

登録更新者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所 属 部 署

役　職　名

所　在　地　　〒

電　　　話

業　　　種

登 録 番 号

登　録　日

更新登録品名

更新登録品の分類

商 品 用 途

　日本ＭＡ－Ｔ工業会認証 制度要綱にしたがい、日本ＭＡ－Ｔ工業会認証制度（本制度）に基づく認証・登録（ＭＡ－Ｔ認証・登録）の更新を申請（更新申請）します。

　更新申請にあたり、一般社団法人　日本ＭＡ－Ｔ工業会に対し、次の事項を確約致します。

　　□　（☑して下さい。）更新申請に基づきＭＡ－Ｔ認証・登録の更新を行ったこと、又は、更新申請に対してＭＡ－Ｔ認証・登録の更新が行われなかったことに起因して生じた損失又は損害については、一般社団法人日本ＭＡ－Ｔ工業会及び当該日本ＭＡ－Ｔ工業会内で本制度に関わる者に対し、一切の責任を求めず、また、一切の賠償を求めません。

|  |
| --- |
| 【更新申請担当者】所属部署・役職：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　番　号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（様式４\_②）

日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　更新申請　確約書

（　更　新　）

　 　年　　月　　日

一般社団法人　日本ＭＡ－Ｔ工業会

　　　　　　　　会長（代表理事）　川端　克宜　殿

登録更新者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所 属 部 署

役　職　名

所　在　地　　〒

登 録 番 号

更新登録品名

　日本ＭＡ－Ｔ工業会認証 制度要綱（制度要綱）にしたがい、日本ＭＡ－Ｔ工業会認証制度に基づく認証・登録（ＭＡ－Ｔ認証・登録）の更新を申請するにあたり、当該更新に係る登録更新者及び更新登録品について、自ら必要な調査・確認等を行ったうえで、一般社団法人　日本ＭＡ－Ｔ工業会（日本ＭＡ－Ｔ工業会）に対し、次の事項を確約致します。

１　　□　（☑して下さい。）

登録更新者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、反社会的勢力共生者、その他これらに準ずる者（反社会的勢力）に該当することなく、且つ、将来に渡っても反社会的勢力に該当しないことを確約します。

２　　□　（☑して下さい。）

制度要綱第３条第２項第２号の②に基づき、更新登録品が使用するＭＡ－Ｔは、日本ＭＡ－Ｔ工業会が認めるＭＡ－Ｔの供給者から譲渡されたものであることを確約します。

３　　□　（☑して下さい。）

制度要綱第３条第２項第２号の④に基づき、現在、更新登録品が、適用される安全基準を満たしていることを確約します。

４　　□　（☑して下さい。）

制度要綱第３条第２項第２号の⑤に基づき、現在、更新登録品が、リコールの対象になっていないことを確約します。

５　　□　（☑して下さい。）

制度要綱第３条第２項第２号の⑥に基づき、現在、更新登録品が、商標権等の知的財産権に関わり重大な問題が生じていないことを確約します。

６　　□　（☑して下さい。）

制度要綱第３条第２項第２号の⑦に基づき、現在、更新登録品が、関連する法規制を順守していることを確約します。

７　　□　（☑して下さい。）

ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新の後に、前記１～６で確約した内容に違反していたことが明らかになった場合、当該ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新が取消され、当該登録品に係るＭＡ－Ｔ認証・登録が取消されることを理解のうえで更新の申請をすることを確約します。

（様式４\_③）

日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　更新申請の方法概要

日本ＭＡ－Ｔ工業会認証・登録（以下、「ＭＡ－Ｔ認証・登録」という。）の後、ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新を行おうとする登録者（以下、「登録更新者」という。）は、日本ＭＡ－Ｔ工業会認証 制度要綱（以下、「制度要綱」という。）にしたがい、一般社団法人　日本ＭＡ－Ｔ工業会（以下、「日本ＭＡ－Ｔ工業会」という。）に対し、ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新の申請（以下、「更新申請」という。）を行うことができます。

そして、ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新に係る登録品（以下、「更新登録品」という。）について、日本ＭＡ－Ｔ工業会認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）によるＭＡ－Ｔ認証・登録の更新審査（以下、「更新審査」という。）を受けます。

ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新に係る規定については、「日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　制度要綱　補則　その５」をご参照ください。

以下で、更新申請の方法概要を説明致します。

１．準備

登録更新者は、以下の更新審査に必要な書類（以下、「申請書類」という。）を準備してください。

①（様式４）日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　更新申請　申請書（更新）

②（様式５）商品内容申告書

③（様式６）要件基準申告書及び説明資料

④更新登録品の概要を説明する資料

　①（様式４）日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　更新申請　申請書（更新）では、（様式４\_①）日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　更新申請　申請書（更新）、及び、（様式４\_②）日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　更新申請　確約書（更新）に必要事項の記入及びチェックを行います。

　②（様式５）商品内容申告書及び③（様式６）要件基準申告書は、日本ＭＡ－Ｔ工業会が準備する書式を用い、日本ＭＡ－Ｔ工業会に申告が必要となる事項を記入するなどして作成します。

２．更新申請

次いで、申請書類を日本ＭＡ－Ｔ工業会に提出し、更新申請を行います。提出方法は、更新登録品毎に、メール添付（PDF)及び郵送（原本）による２通りの方法とします。

３．更新審査料の支払いと科学的実証

更新申請の後、ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新に係る審査料（以下、「更新審査料」という。）を、日本ＭＡ－Ｔ工業会からの請求に基づき納付します。

また、更新審査における科学的実証を行い、以下を日本ＭＡ－Ｔ工業会に提出します。

⑤科学的実証によって取得された科学的エビデンスに相当する文書やデータ等

⑤科学的実証によって取得された科学的エビデンスに相当する文書やデータ等は、上記の申請書類とともに、更新審査の対象となります。

５．申請完了

更新審査料の支払い、並びに、審査に必要な申請書類及び科学的実証によって取得された科学的エビデンスに相当する文書やデータ等（以下、「申請書類等」という。）の提出がなされ、更新申請は完了となります。

この後、登録更新者は、更新審査に進んでいただきます。

尚、更新審査は、①科学的実証、②申請書類等の有無などをＭＡ－Ｔ認証事務局がチェックする事務局確認、及び③認証審査からなります。更新審査は審査委員会により行われ、③認証審査では申請書類等を用いた書面での審査が行われます。

以上